

9. モンゴル国との国際交流の推進

2015年の彌彦神社御遷座百年奉祝行事「相撲場開き」に、角界を代表するモンゴル人力士が当村を訪れた際、「母国モンゴルと日本の懸け橋になりたい」という思いを伝えられたことから交流が始まり、2016年にモンゴル国エルデネ村と友好都市協定を締結しました。



また、2016年1月に2020年東京オリンピック・パラリンピックの「ホストタウン」として登録され、これからも末永く、モンゴル国との交流事業を推進していきます。

そこで、弥彦村は、ふるさと納税応援メニューとして、「モンゴル国との国際交流の推進」を新設し、皆さまからいただいた貴重なお気持ち（寄付金）を末永くモンゴル国との交流を守っていくために、あたたかいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、いただいたご寄付は、「弥彦村モンゴル国親善交流基金条例」を制定しましたので、基金として積み立てて、今後、必要な時に役立てていきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

モンゴル国との詳しい取り組みは、「モンゴル国との国際交流のご紹介」をご覧ください。

◎弥彦村モンゴル国親善交流基金条例

(設置の目的)

第1条 モンゴル国との国際交流事業の推進を図るため、弥彦村モンゴル国親善交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる額は、がんばれ弥彦ふるさと寄付金のモンゴル国親善交流に関する寄付金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 村長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。